

堺市立若松台中学校 いじめ防止対策基本方針

1 いじめの基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法・文部科学省

(2) いじめに対する基本認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち、未然防止・早期発見・早期解決・再発防止に向け、共通認識のもと取り組む。

- いじめは人権侵害、犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる
- いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す
- いじめる子どもに対して、毅然とした態度で粘り強い指導を行う
- けんかやふざけ合いでも、見えない所で被害が発生している場合がある。背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめか否かを判断する。
- 観衆（はやしたてる・おもしろがる）や傍観者（見て見ぬふりをする）もいじめを促進してしまうことと捉え、これらの子どもに対しても指導する。
- 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める

2 いじめに対する基本的な対策事項

(1) いじめの未然防止にむけて

《教育活動をとおして豊かな人間性を育み、主体的ないじめ防止活動を推進する》

- 道徳教育や人権教育を通して、規範意識を育み、人権を尊重する心を育む。
- 教育活動の中で生徒にいじめについて考えさせ、いじめは人間として絶対に許されない行為であることを理解させる。
- 情報モラル向上のための教育活動を行い、生徒や保護者に啓発する。
- 特別活動やさまざまな体験活動をとおして、仲間づくりや絆づくりをすすめ、自己有用感を高める。
- 一人ひとりを大切に授業づくりに努め、生徒の自尊感情を高める。
- 学校生活での悩みの解消を図るため、スクールカウンセラー等を活用する。

- ストレスを感じた場合に、適切に対処する力を育成する。
《職員一人ひとりが豊かな人権感覚やいじめを見抜く力を身につける》
- 子どもの理解、発達課題等の研修を通して確かな人権感覚を養い、いじめを見抜く力の向上に努める。
- 教職員一人ひとりがいじめの重大性を正しく認識し、教職員の言動がいじめを誘発、助長、黙認することがないように注意を払う。

(2) いじめの早期発見にむけて

近年の事象を見ると、遊びやいたずら、悪ふざけから重大な問題になっていることが多くそのような状態の事象を見逃すことなく的確に関わりを持ち、学校・保護者・地域が連携して、実態の把握に努める。

- 校内の巡回体制を確立し、いじめ対応チェックシートを活用するなど幅広く生徒の生活を見守る。
- いじめアンケートの実施、また教育相談や懇談などを積極的に活用する。
- 保護者と情報を共有し、迅速に対応する。
- 地域との連携（地区別懇談会など）の中で情報を共有する。
- 電話相談窓口の周知などにより、いじめを訴えやすい体制を整える。

(3) いじめの早期対応・解決にむけて

いじめの事象が発覚したときには、学校全体の問題としてとらえ、詳細な事実確認の上、適切な対応を組織的に行い、被害生徒と保護者の立場に立ち、被害生徒やその保護者が納得のいく解決をめざす。学校教員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげていかなければならない。

- 当事者双方から詳細な事実確認を行う。
- 事実としてつかんだ情報を保護者へ説明し、具体的な対策について説明する。
- いじめた生徒へは、毅然とした態度で粘り強く指導を行う。
- 状況によって、警察等関係機関との連携をはかる。
- いじめた生徒やいじめがあった集団などに、継続的な指導を行う。
- いじめられた生徒の立場に立って、適切な環境整備を行う。
- いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。
いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が必要である。
①いじめに係る行為がやんでいる状態が少なくとも3ヶ月間継続していること。
②被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを被害生徒本人及びその保護者に対して面談等により確認すること。

(4) ネット上のトラブルについて

インターネット上での不適切な書き込み等の未然防止の一つとしては、堺市ネットいじめ防止プログラムなどの情報モラル教育を活用する。万一発覚した場合は、組織的に現状を確認し、被害生徒の意向を尊重した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。同時に関係していると予想される生徒の保護者への連絡も行い、事実を報告し、状況の改善に向けて協力を求める。また被害生徒や保護者の精神的なケアに努め、必要な措置をとる。必要に応じて、法務局または地方法務局の協力を求める。なお、生徒に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携をとり、適切な援助を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについて周知する。

(5) 重大事態への対処について

「いじめ防止対策推進法第28条1項」に基づき、重大事態が起きた場合は、直ちに堺市教育委員会に報告し、その後の対処については設置者である教育委員会の判断に応じて対応する。

3 組織的な指導体制について

学校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期解決、再発防止など、いじめへの対策などに関する組織的な対応を行うため、その中核となる「いじめ防止対策委員会」を設置し、以下の役割を担う。

【役割と措置】

- ①いじめの未然防止のための取り組みや年間計画を作成する。
- ②いじめ防止に関する取り組みについて定期的な点検を行い、見直しをはかる。
- ③いじめ発覚後は、できる限りの正確な実態把握に基づき、組織的に対応する。
- ④いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供できる体制をとる。
- ⑤必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者などの外部専門家等が参加しながら対応する。

【委員会組織】

学校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・各学年生徒指導担当・養護教諭・スクールカウンセラーこれらの担当を基本とし、学級担任や部活動顧問など状況に応じて柔軟に編成する。

4 いじめ防止対策における留意事項

- (1)いじめには、「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆（はやしたてたり、おもしろがったりして見ている）」「傍観者（見て見ぬ振りをする）」を加えたいじめの4層構造がある。いじめの継続や深刻化に、「観衆」や「傍観者」の存在が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを黙認し、結果的にいじめを促進してしまうことになる。いじめを防止するには、「加害者」だけでなく、「観衆」・「傍観者」をつくらないことをめざし、未然防止、早期発見、早期解決に取り組むことが大切である。
- (2)いたずらや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止める。
- (3)いじめを知らせてきた生徒の安全は十分に確保する。
- (4)いじめ防止に対する生徒指導上の諸問題に関して校内研修を行いすべての教職員の共通認識を図る。
- (5)生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報であることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- (6)学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (7)いじめの実態把握及びいじめの対応を適切に行うため、いじめに関する学校評価を行い、適正に自校の取り組みを評価する。また、日ごろからの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応を行う。
- (8)学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、地域や家庭との緊密な連携協力をはかり、学校・地域・家庭が組織的に連携、協働する体制を構築する。